

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可の告示（令和7年中部地方整備局告示第47号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について次のとおり公告する。

令和7年4月8日

静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画事業の種類及び名称

浜松都市計画公園事業 9・7・2号 遠州灘海浜公園

2 施行者の名称

静岡県

3 事務所の所在地

静岡県葵区追手町9番6号

4 事業地の所在

(1) 収容の部分 静岡県浜松市中央区篠原町

字八代、字中新田、字村請、字東前及び字浜表 地内

(2) 使用の部分 なし